

**社会保険労務士法人SOPHIA**

特定社会保険労務士・ファインシャルプランナー 松田法子
〒810-0074 福岡市中央区大手門3-4-5-3F
TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131
URL:www.sr-sophia.com ◆労働・社会保険関係事務・相談
◆人事・労務管理の相談 ◆就業規則等の作成・改訂
◆給与計算代行業務 ◆障害年金申請サポート等

来年1月1日スタート。子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得

育児介護休業法により、小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)を限度として、子の看護休暇を取得することができます。なお、取得できる労働者として、日々雇い入れられる労働者が除かれるほか、一定の労働者を労使協定で対象外とすることができます。

育児介護休業法により、要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日(その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては、10日)を限度として、介護休暇を取得することができます。取得できる労働者の要件は、子の看護休暇と同じです。

子の看護休暇・介護休暇の取得単位は、1日単位または半日単位(1日の所定労働時間の2分の1)。労使協定により異なる時間数を半日と定めた場合には、その半日)とされていますが、令和3年1月1日より、1時間単位での取得が可能となります。また、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者には、半日単位での取得をさせなくてもよいこととされていますが、令和3年1月1日より、1時間単位での取得ができます。

育児介護休業規程の見直しが必要となります。さらに、子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得は、原則始業時間もしくは終業時間に連続するかたちで取得させればよいこととされていますが、厚生労働省では法を上回る措置として、いわゆる「中抜け」を認める制度とすることを求めていました。規程の見直しにあたっては、中抜けを認めることとするかどうかの検討が必要です。

また、時間単位取得が困難な業務がある場合は、労使協定により、その業務に従事する労働者を対象労働者から除外することができるため、該当する業務がある場合は、労使協定の締結も必要となります。

国税庁が年末調整ソフトの提供を開始

企業と従業員双方の事務処理の負担軽減を目的とした年末調整手続きの電子化に向けた取組みにより、令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除および住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先への電子データによる提出が可能になりました。そして令和2年10月、従業員が年末調整の書類をインターネット上で作成するためのソフトウェア「年調ソフト」の提供が開始されました(国税庁ホームページからダウンロード可能)。電子化に対応している企業については、従業員へこれを周知し、電子化にともなって変更となる手続き等を確認し、来るべき年末調整に備えましょう。また、今年は

対応しなかったという企業についても、従業員からの問合せが増えることが考えられます。来年以降の対応も含め、自社の対応をあらためて確認しておきましょう。なお、電子化にあたっては、従業員に対する周知や給与システム等の改修のほかに、従業員から申告書に記載すべき事項を電子データにより提供を受けることについて、あらかじめ所轄税務署に承認申請書を提出する必要があります。

「副業」実態調査～「エン転職」ユーザーアンケートより～

エン・ジャパン株式会社が運営する総合転職支援サービス『エン転職』(<https://employment.en-japan.com/>)上で、ユーザーを対象に実施した「副業」についてのアンケート結果が公表されました。

「現在、副業を希望していますか?」と伺ったところ、49%が「希望している」(非常に希望している:24%、やや希望している:25%)と、昨年より8ポイントアップしました。「現在お勤めの会社では、副業は認められていますか?」と伺うと、27%が「認められている」と回答。約半数が副業を希望する一方、容認していない企業が多いことがうかがえます。

副業希望者に、希望する理由を伺ったところ、昨年の本調査と同様に「収入を増やしたい」(88%)が最多でした。「失業したときの保険」は22%と、昨年より8ポイント増加。新型コロナウイルス感染拡大以降、将来の仕事に不安を抱く方が多いことがうかがえます。

副業経験の有無を伺ったところ、34%が「経験がある」(現在している:12%、過去に経験がある:22%)と回答しました。昨年と比較すると、2ポイントの上昇。副業経験がある方に経験してよかったことを伺うと、第1位は「副収入が得られた」(82%)でした。副業に期待する収入増が実際に叶った方が多いことが分かりました。ほかにも、「人間関係が広がった」(30%)、「知見・視野が広がった」(30%)という回答が目立ちました。中には「コロナ禍で出勤ができず、知人に紹介してもらい在宅でできる副業を始めた」と、新型コロナウイルスの影響が伺える回答もあります。

副業の不安を伺ったところ、第1位は「手続きや税金の処理が面倒」(52%)でした。「20万円以上稼いだので確定申告が面倒くさかった」(28歳女性)、「本職ですら、怪我したりした時に労災をめぐってトラブルになったから」(35歳女性)など、副業をする上で必要な対応や制度理解を懸念に感じている方が多いようです。第2位は「本業に支障が出そう」(37%)でした。「現在の会社では副業は難しそうなので、もしやるとしたら会社バレが怖いです」(31歳女性)、「今の会社では具体的に副業可能か記載がなく、また副業可能かどうか聞くことで、転職の気があるか悟られないかが不安です」(27歳女性)など、本業の職場での印象や変わらず成果を出し続けられるか不安な方が多いことが分かりました。第3位は「過重労働で体調を崩しそう」(36%)でした。「今の仕事で精一杯です。日曜日しか休みがないので副業は考えたこともありませんでした」(23歳女性)など、本業と副業のスケジュール調整、労働時間のバランスを不安視していることがうかがえます。

知得情報！助成金情報～第106回 両立支援等助成金 育児休業等支援コース 職場復帰後支援(子の看護休暇)～

子の看護休暇制度は、来年の1月からは法改正により、時間単位の取得を認めることとなります。法律では無給の休暇として取り扱うことは違法ではありませんが、これを有給とする制度に整備した事業所においては、助成金が支給されます。

Q:どんな人が対象なの？

A:平成30年4月1日以降、有給かつ時間単位で取得可能な子の看護休暇制度を整備し育児休業から復帰した者に、復帰後6か月以内に10時間以上の子の看護休暇を取得させた場合に支給されます。例えば、1日6時間で短時間勤務制度を利用している人の場合、2日以上取得すれば申請できることとなります。

Q:いくらもらえるの？

A:制度導入時に係る支給額は、1事業主1回に限り、28万5千円(生産性要件を満たした場合(★)は36万円)です。また、制度利用時に係る支給額は、取得した休暇1時間当たり1,000円(★1,200円)に取得した時間を乗じた額となります。ただし、最初の支給申請日から3年以内に5人まで。さらに、ひとつの年度において、200時間(★240時間)が上限となります。

Q. どんな流れで申請するの？

- A:①法定の基準を上回る子の看護休暇制度を規程に整備します。
- ②復帰後、子の看護休暇を制度に沿って取得させます(復帰後6か月以内に10時間以上)。いつ、何時間取得したのかわかるよう申出書を提出させます。
- ③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を届け出し、公表します。
- ④支給申請書に必要な書類を添付して申請を行います。

11月の主な税務と労務手続き

10日	・源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 ・雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合>	[郵便局または銀行] [公共職業安定所]
16日	・所得税の予定納税額の減額承認申請書(10月31日の現況)の提出	[税務署]
30日	・個人事業税の納付<第2期分> ・所得税の予定納税額の納付<第2期分> ・健保・厚年保険料の納付 ・健康保険印紙受払等報告書の提出 ・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 ・外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>	[郵便局または銀行] [郵便局または銀行] [郵便局または銀行] [年金事務所] [公共職業安定所] [公共職業安定所]

行列のできる人事労務相談所

福岡県で自転車保険への
加入義務化スタート

Q.各都道府県や政令市で「自転車損害賠償責任保険」への加入の義務化が進んでいました。どういう点に注意しなければいけませんか？

A.コロナ禍の影響で、電車などの公共交通機関の利用を避ける観点から、自転車通勤が増えています。政府も、「環境問題や災害対応から推進する」と後押しする構えです。

従来、自転車通勤は、事故等への懸念から禁止する企業も多くありました。実際、2019年の統計によると、全国で発生している自転車関連事故数は年間8万件以上。一日平均200件以上の事故が起きている計算です。自転車通勤の要請が高まっている現状と、事故の多さを踏まえて、企業としては、改めて自転車通勤について検討し、対策を講じる必要があります。

自転車が関わる事故が多発していることを背景に、2020年4月、東京都は条例で、都民に自転車保険への加入を義務付けました。こうした動きは都に限ったものではなく、条例による保険の加入義務化は2015年10月に兵庫県で初めて導入されて以降広がっており、現在、15都府県・8政令都市が同趣旨の義務付けを行っています。加えて、11道県・2政令都市が努力義務としています。

福岡県自転車条例改正により、福岡県は令和2年10月1日から自転車保険への加入が義務化されました。加入対象者は、自転車を利用する人(子どもが利用をする場合はその保護者)、従業員に自転車を利用する事業者、自転車貸付業者(県への届出義務があります)です。その他の改正ポイントとして、事故の際の負傷者の救護・警察への報告義務、努力義務として自転車通勤者の自動車損害賠償保険への加入状況の確認があります。

自転車利用を許可するに際しては条例への目配りも欠かすことができません。これらの内容を盛り込んだ自転車通勤規程を定めるなどして、管理を行うことが望まれます。

なお、自転車事故に適用可能な保険として、個人賠償責任保険があり、自動車保険・火災保険・傷害保険などに特約として付帯することができますが、これは日常生活に起因する事故が対象であり、業務中の事故には適用がないことに注意が必要です。業務使用時の事故による賠償責任をカバーするには、企業賠償責任保険(施設賠償責任保険)や自転車の車体に付帯したTSマーク付帯保険に加入する必要がありますので、この点も確認しておきましょう。

編集後記

副業を解禁する企業が増えてきました。厚生労働省は「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定していますが、令和2年9月1日に、このガイドラインを改定しました。

副業については、各事業所での労働時間の通算が必要である等、管理が煩雑となります。副業解禁を検討されている場合、又は不安がある場合はぜひひご相談下さい。



松田 法子